

さくら市立喜連川小学校「いじめ防止基本方針」（改訂）

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも起こり得る」、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念

基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにします。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの未然防止

- ・ 教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

- ・ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図るなど、「学校いじめ防止プログラム」を策定する。
 - ・ いじめの根絶には、継続的、系統的な指導が大切であることから、中学校と連携して、いじめ防止等の取組を推進する。
 - ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係を築くことがいじめの防止に資することを踏まえて、充実した道徳の授業の展開を図る。
 - ・ 「ストップいじめ月間」を設ける（6月・11月）などして、啓発を行うとともに、児童の自主的な活動を推進する。
 - ・ 学校や家庭、地域との連携のもとに、いじめ未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応を行う。
- ② いじめの早期発見
- ・ いじめは早期発見・早期対応が重要であるとの認識の下、調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
 - ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全職員で実施する。
 - ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ③ いじめへの対処
- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
 - ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、いじめの背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
 - ・ 必要に応じて「さくら市いじめ問題対策委員会」との情報交換等や関係機関等との連携を図る。
- ④ 家庭、地域との連携
- ・ 各種たより、個人懇談、学校ホームページ、地域の方との話し合い等をとおして、家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
 - ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること、及び、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
 - ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること、及び、いじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。
- ⑤ 関係機関等との連携
- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、さくら市教育委員会（さくら市いじめ問題対策委員会）、さくら警察署、喜連川交番、児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。
- ⑥ 配慮を必要とする児童への対応
- ・ 外国へのルーツのある児童の対応として、言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国

- 人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守りながら、必要な支援を行う。
- ・ 家庭環境等に特別な事情（虐待や貧困等）がある児童への対応としては、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなり得る。学校においては、日常の児童の変化を観察するとともに、SSW等を活用しながら必要に応じて関係機関と連携をしながら対応を行う。
 - ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童への理解と対応としては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、児童の心情等に配慮した対応を行う。
 - * 「性同一性障がい」とは、生物学的性と性別に関する自己認識（性自認）が一致しないために社会的に支障がある状態を示す。
 - ・ 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故による避難している児童（以下「被災児童」という）への理解と対応としては、被災児童が受けた心身の多大なる影響や新たな環境への不安感等を教職員が十分に理解し、被災児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見を行う。
 - ・ 感染症に関する人権への配慮と対応としては、感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症対策や治療にあたっている医療従事者等に関係する児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に努める。また、不安やストレスを抱えている児童がいる場合は、積極的にSC等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行う。

3 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 教職員による指導について

① 教職員間の共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 児童への指導

- ・ 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- ・ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないように配慮する。

③ 中学校との連携

小・中学校が連携したあいさつ運動や、児童への理解を深めるための情報交換を実施する。

④ 児童の自主的な活動

児童会を中心としたいじめ根絶の集会の実施等、児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行えるよう指導するとともに、全ての教育活動の中で、いじめ問題を自分事として捉え、一人一人が真正面から向き合えるよう、議論などを行う機会や場を設ける。

⑤ ストップいじめ月間

「ストップいじめ月間」におけるいじめ防止等の取組状況を点検し、必要に応じて改善を図る。(ストップいじめの標語・ポスター等の作成)

⑥ 道徳教育の充実

あらゆる機会を通して、全ての児童が、尊い存在であるという思いを抱くことができるよう努める。自尊感情を根底に他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身に付けられるよう努める。

⑦ 情報モラル教育

情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について児童の理解を深める。

⑧ 啓発活動

学校 HP や保護者向けの文書、リーフレットなど様々な方法や機会を活用して、児童や保護者への啓発に努める。

⑨ 新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症拡大に向けた対応について、協議・共通理解する場を設け、教職員一人一人が正しい認識をもち、児童に適切な指導ができるよう努める。

(2) 児童に培う力とそのための取組

① 児童に培う力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度
- ・ 児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- ・ ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、それを他者にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)
- ・ 自己有用感、自己肯定感

② そのための取組

○ 「学業指導」(授業づくりと集団づくり)の推進

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活

動などの推進

- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ・ 一人一人が活躍できる集団づくり（学級経営の充実）
- ・ Q-U調査の有効活用
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定
- ・ 社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取組

① 具体的な組織

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策組織」を置く。

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、各学年主任、学級担任、 教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

② 具体的な取組

- 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を実施するとともに、情報提供の機会を設定する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。また、当該組織に集められた情報を、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認識した情報の集約と共有化を図る。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。
 - ・ 児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が明確に捉えられるような取組（例えば、全校集会の際に、「学校いじめ対策組織」の教職員が、児童の前で取組を説明する等）を実施する。さらに、児童に対する定期的なアンケートを実施する際には、児童が「学校いじめ対策組織」の存在やその活動内容等について、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

(4) 児童の主体的な取組

- ・ 児童会によるいじめ撲滅の宣言等、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組をとoshi、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チくる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、大勢で行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。
- ・ 児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」活動になったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ・ 学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより、ホームページ等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ・ 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査の実施により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談や日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、各教科指導におけるノート指導や教職員と児童の間で日常行われている日記指導等を活用して交友関係や悩みを把握したり、保護者からの連絡帳や保護者懇談、家庭訪問等の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 電話相談窓口について広く周知する。
- ・ 教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確

にし、適切に扱う。

- ・ 児童に対して忙しい態度やイライラした態度を見せることは避ける。
- ・ 児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それははじめではない」などと悩みを過小評価してはならない。
- ・ 相談に対して真摯に対応する。

(3) 地域や家庭との連携

- ・ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童に対して適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・ 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「学校いじめ対策組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) いじめられた児童への対応及びその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域

の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童及びその保護者への対応

- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、「さくら市いじめ問題対策委員会」や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ・ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、

双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもPTA研修会、学年・学級懇談会、各種たより等で積極的に理解を求めていく。

(7) いじめの解消

- ・ いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること
- ・ いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ii) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面接等により確認する。
- ・ いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守りとおし、その安全・安心を確保する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事実に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

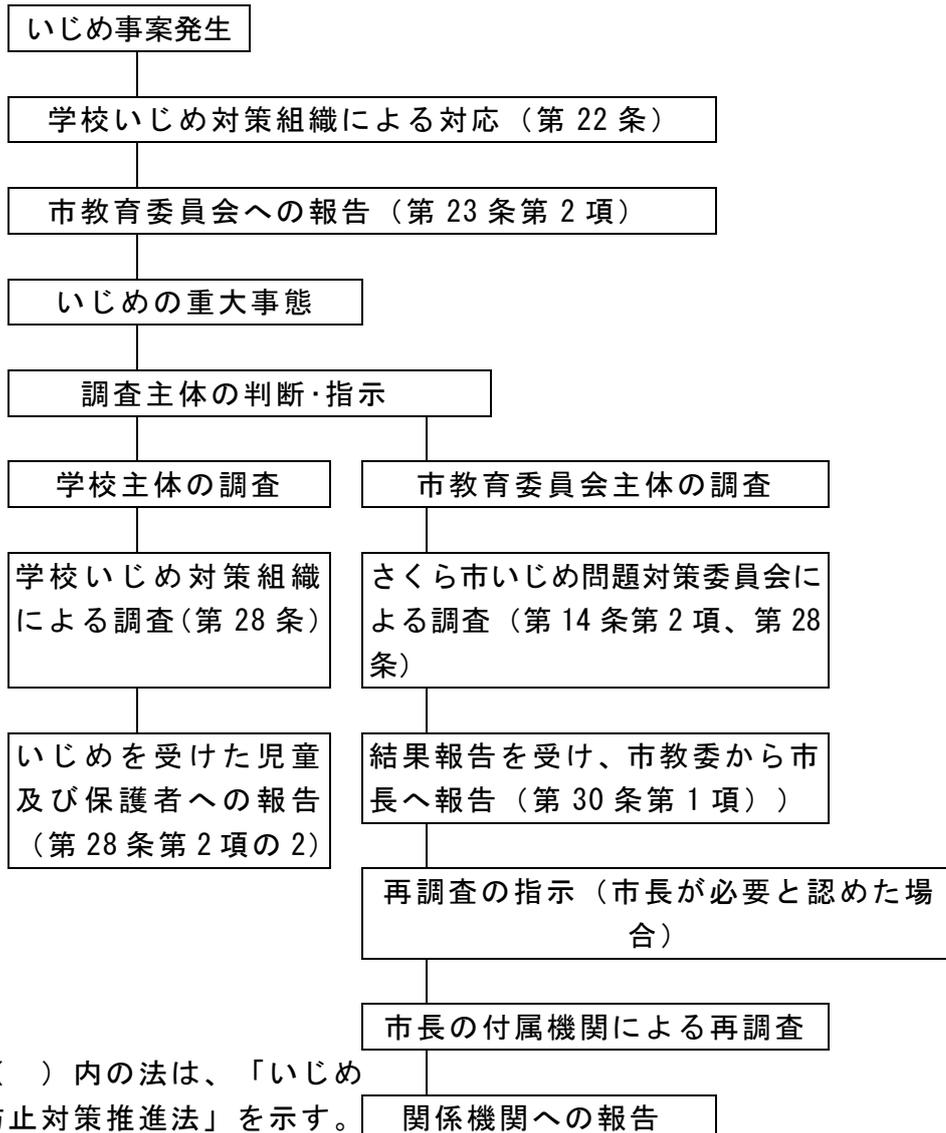
<組織の構成>

- ※ 校内におけるいじめ防止のための組織「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、「さくら市いじめ問題対策委員会」、教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 重大事態への対処



※ () 内の法は、「いじめ防止対策推進法」を示す。

(3) 重大事態の報告

- ・ 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く市教育委員会を通じて市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、警察署、児童相談所、教育事務所の「いじめ・不登校等対策チーム」と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・児童指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・ アンケート調査の実施、その後の教育相談を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携により、教育相談体制を機能させる。(具体的な計画は「学校教育概要」による。)

(2) 児童指導体制と活動計画

- ・ 児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても児童の発達段階に応じて価値付けを行い指導する。
- ・ 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。(具体的な計画は「学校教育概要」による。)

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・ 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ・ 学年、学級懇談会や各種たより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について周知し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル等

- ・ いじめ防止のための組織が策定した計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・ 年度末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・ 地域行事やボランティア活動への積極的参加、縦割り班による異年齢交流活動等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・ 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

いじめの相談窓口

悩みごと・困ったことがあったら、教頭または担任に相談してください。

喜連川小学校 028-686-2029